

明治・大正期の女性労働政策(五)・完

高橋 保

目次

- 第一章 女性労働政策の成立基盤
 - はじめに
 - 第一節 明治維新と資本主義の確立
 - 一、封建社会の成立と崩壊
 - 二、明治維新の成立
 - 三、資本主義の確立
 - 第二節 女性労働者の発生
 - 一、女性労働者の発生
 - 二、女性労働者の供給
 - 三、女性労働者の特性
 - 第三節 (以上、創価法学第十八巻四号)
 - 一、女性労働問題の生成
 - 二、女性労働問題の生成
 - 三、女性労働問題の生成
 - 第四節 女性労働運動の発生
 - 一、明治・大正期の労働運動の概観
 - (一) 明治期の労働運動
 - (二) 大正期の労働運動
 - 二、繊維産業の女性労働運動
 - (一) 製糸業の女性労働運動
- 第二章 明治・大正期の女性労働政策
 - はじめに
 - (一) 明治一九年の兩宮製糸争議を中心に――
 - ――紡績業の女性労働運動
 - ――明治二二年の天満紡績争議を中心に――
 - ――紡績・製糸業における争議発生状況――年表――
 - (以上、創価法学第二二巻二号)
 - 第五節 女性労働問題に対する国際的批判
 - 一、日本綿業の国際的進出
 - 二、ソシアル・ダンピング批判
 - 三、深夜業批判
 - 第一節 明治・大正期の女性労働政策の経済的基礎
 - 一、殖産興業期と産業保護政策
 - 二、原生的労働関係の形成
 - 三、明治・大正期の女性労働政策の特殊性
 - 第二節 明治・大正期の女性労働政策の法的基礎
 - 一、明治・大正期の職工雇用状況
 - (一) 雇用制度
 - (二) 雇用契約書
 - (三) 年定期雇用制度
 - (四) 労働時間・休憩・休日
 - (五) 深夜業
 - (六) 賃金制度
 - (七) 懲罰
 - 第三節 (以上、創価法学第三六巻一号)
 - 一、明治・大正期の女性労働政策の展開
 - 二、女性労働力の確保

- (一) 女工の募集
 - (二) 女工の争奪
 - 二、女性労働力の固定化
 - (一) 年俸制
 - (二) 前借金制度
 - (三) 強制貯金制度
 - (四) 損害賠償額の予定
 - (五) 女工の逃亡・争奪の防止
 - 三、低賃金・長時間労働・深夜業政策
 - (一) 低賃金政策
 - (二) 長時間労働政策
 - (三) 深夜業政策
 - 四、労働の強化
 - (一) 能率の増進
 - (二) 懲罰
 - 五、寄宿舎制度
 - 六、労働運動対策
 - (一) 明治期の労働争議対策
 - (二) 大正期の労働争議対策
- (以上、創価法學第三六卷二号)

第三章 明治・大正期の女性労働者保護立法の成立過程

はじめに

これまで、明治・大正期の女性労働政策をめぐり、第一章において、女性労働政策についての成立基盤に関し多角的に分析してきた。また、第二章においては、明治・大正期において成立してきた女性労働政策の経済的、法的基礎を分析し、さらに女性労働政策が具体的にいかなる展開をしてきたかについて明らかにしてきた。

第三章 明治・大正期の女性労働者保護立法の成立過程

はじめに

- 第一節 明治前期の女性労働者保護立法
 - 一、鉱山女性労働者保護立法
 - 二、官営富岡製糸工場の保護措置
 - 三、民営工場の女性労働者保護立法
 - 第二節 工場法案の立案過程における女性労働者保護立法
 - 一、工場法案と女性労働者保護の必要性
 - 二、職工条例案
 - 三、工場法案
 - 第三節 工場法と女性労働者保護立法
 - 一、工場法の成立
 - 二、工場法の概要
 - (一) 工場法のしくみ
 - (二) 工場法の目的
 - (三) 工場法の特徴
 - (四) 工場法の内容
 - 三、工場法と女性労働者保護立法
 - 四、女性工場監督官補の登場
- (以上、本号)

終章

本章では、明治・大正期の女性労働政策立法である工場法の成立過程を明らかにすることを主な目的としている。明治・大正期においては、女性労働者を直接対象とした保護立法は制定されなかった。しかし、このことは、国政府が、女性労働者の法的保護の必要性を認識していなかったことを意味するものではない。むしろ、明治・大正期の女性労働者は、劣悪な労働条件の下で苛酷な労働を強いられていた実情から、政府としては、女性労働者の労働条件の保護については比較的早い時期から念頭にあった。

明治政府が、女性労働者を保護する姿勢を示しはじめたのは、一八七二(明治五)年九月、官営富岡製糸所における工女雇入れについて定めた「富岡製糸場繰糸伝習工女雇入方心得書」においてであった。このとき、明治政府は、富岡強兵の下で殖産興業政策を推進していくために、「官営富岡製糸所」を創設、開業し、武家の娘を工女(伝習工)として雇入れるに当って、先の「心得書」なるものを作成し、これを東北各県宛に頒布している。この「心得書」では、工女の年齢、寄宿舎に加えて賃金、休暇などの労働条件について定めていた。これは、あくまでも工女雇入れに当たっての心得書にすぎないが、政府として工女の保護措置について定めたものである。したがって、この保護措置は、ある意味では女性労働者保護立法の先駆的なものといえる。

明治政府が、国家の法規を以て、女性労働者を保護した最初のもものは、一八九〇(明治二十三)年の「鉱業条例」であった。これは後に、一九〇五(明治三十八)年の「鉱業法」に引き継がれていった。このなかに、官営鉱山で働く女性労働者の保護規定がみられる。

明治政府が、民営工場で働く女性労働者の保護について検討し始めたのは、比較的早く、一八八一(明治十四)年からである。同年四月に、農商務省が内務省から独立し、同年十月には「職工条例」の制定に向け準備が開始されている。やがて一八八七(明治二十)年に、「職工条例案」が立案されている。この条例案のなかで、はじめて女性労働者の深夜業の禁止が盛られている。

この女性労働者の深夜業の禁止は、繊維産業の経営者から猛烈な反対があつた。しかし、明治政府は、これに屈することなく、粘り強く、慎重に駒を進め、ついに一九一一年に「工場法」制定に漕ぎ着けたのであつた。いうまでもなく、この工場法こそ、女性労働者の労働保護立法であつたのである。

以下、工場法制定に至るまでの女性労働者保護立法の成立過程を具体的に明らかにすることにする。

第一節 明治前期の女性労働者保護立法

一、鉱山女性労働者保護立法

日本の労働者保護立法は、官公工場の鉱山労働者の保護から出発した。それは、一八七〇（明治三）年に創設の工務省によつて着手された。その最初のもものは、一八七三（明治六）年七月に制定された「各寮に傭使スル職工及ヒ役夫ノ死傷賑恤規則」であつた。これは、鉱山で働く労働者が死傷した際に、これを援助するものであつた。続いて、一八七五（明治八）年四月の「官役人夫死傷手当規則」が制定されている。一八七九（明治十二）年には、「各廳技術工藝者就業上死傷手当法」が制定されている。しかし、この法律は、一九〇七（明治四十）年の勅令によつて定められた「官役職工人夫扶助令」の布達によつて統合され、廃止された。以上は官営鉱山の労働災害を保護する扶助的規則である。労働条件については、一八七六（明治九）年六月の「本省事務章程」がある。同年九月十一日に「各科工術等級並月給表ヲ改正」し、「一日ノ就業時間ヲ十二時間以内トス其ノ余ノ時間就業は増給ヲ支給ス」記されている。これは、就業時間制限の最初の規定であつた。

鉱山で働く女性労働者の保護立法については、明治期中期以降に制定されている。「鉱業条例」とこれをひきつい

だ「鉱業法」、その後の「鉱夫労役扶助規則」がそれである。

一八九〇（明治二十三）年九月に制定された鉱業条例は、男女鉱夫について一日十二時間以上の就業時間の制限を定めると同時に、女工についての工役の種類を制限する規定を設けている。この規定は、次のとおりである。

第七十一条 農商務大臣ハ左ニ記載スル制限内ニ於テ省令ヲ以テ鉱夫工役規則ヲ定ムルコトヲ得

一、一日一二時間以上ノ就業時間ヲ制限スルコト

一、女工ノ工役の種類ヲ制限スルコト

しかし、この鉱業条例は、保護を具体的に実施するための省令を定めることはなかった。

一九〇五（明治三十八）年三月に制定された鉱業法も、次のように定めている。

第七十九条 農商務大臣ハ命令ヲ以テ鉱夫ノ年齢及就業時間並婦女、幼者ノ労役ノ種類ヲ制限スルコトヲ得。

しかし、この鉱業法も、女性労働者の保護を具体的に実施したかについては、定かではない。この状態は、次の鉱夫労役扶助規則の制定まで続いた。

鉱夫労役扶助規則は、一九一六（大正五）年八月に制定された。この規則の制定は、工場法の施行と時を同じくしていた。この鉱夫労役扶助規則は、鉱山女性労働者について、次のようにながりの女子保護規定を設けている。

（就業時間の制限）

第六条 採掘権者ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

（深夜業の禁止）

第七条 採掘権者ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス
但シ鉱夫ヲ二組以上二分チ交替ニ就業セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

(二交替深夜業)

第八条 採掘権者ハ鉦夫ヲ二組以上二分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時に至ル間ニ於テ就業セシムルトキハ十五歳未満ノ者及女子ニ対シ十日ヲ超エサル期間毎ニ其ノ就業時ヲ轉換スヘシ

(休憩)

第九条 採掘権者ハ十五歳未満ノ者及女子ニ対シ一日ノ就業時間カ六時間ヲ超エルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超エルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ設クヘシ

(休日)

第十条 採掘権者ハ十五歳未満ノ者及女子ニ対シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ鉦夫ニ組以上二分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムル場合ニ於テハ少クトモ四回ノ休日ヲ設クヘシ

(就業制限)

第十一条 採掘権者ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ左ニ掲クル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

(略)

(産婦の就業制限)

第十五条 採掘権者ハ産後三十五日ヲ経過セサル女子ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ産後二十一日ヲ経過シタル後医師ノ意見ヲ徴シ支障ナシト認ムル業務ニ就カシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

以上の規定内容は、一九一一(明治四十四)年制定の工場法と同じである。

二、官営富岡製糸工女の保護措置

明治政府は、一八七二（明治五）年に、殖産興業政策の一環として、官営富岡製糸場を開業した。政府は、同年九月に、工女雇入れについて、「富岡製糸場繰糸伝習工女雇入法心得書」を作成して、これを東北各県宛に頒布している。その内容については、すでに取り上げてきたのであるが、ここで再度掲げることにする。

富岡製糸場繰糸伝習工女雇入方心得書

- 一、年齢十五歳より三十歳まで人員十人より十五人までを限り候事。
- 一、上州富岡迄の旅費は自分賄の事。
- 一、御雇中居所の儀、繰糸場中に為取締一構の寄宿所設置、三人を一部屋として御賄被下、夜具其他都而御貸渡し、五部屋に付小使女一人附被下、且日々入湯為致候事。
- 一、一等工女年給金貳拾五両、二等工女年給金拾八両、三等工女年給金拾貳両づつ被下候事、但製糸場着ノ上、一ヶ月間業前工体馴不馴等相正し、本文一等より三等迄の等級相定候事。
- 一、天長節並七節其外月々日曜日休暇の事。
- 一、工女取締向の儀は日々繰糸業始め休暇遊歩等に至迄一定の規則設置致置、婦道に背戻候所業等は聊かも無之様掛官員初め工女取締老女に進退為致候事。

以上

この工女雇入方心得書は、工女の年齢制限、寄宿所の設置、賃金額の設定、休暇などについて定めている。この工女雇入方心得書は、政府が各県に対して工女の雇入を勧奨するために作成されたものである。しかし、そこには、官営富岡製糸工女に対する明治政府の保護措置が読みとれる。ここに、すでにとり上げた官営鉾山工女の保護措置とともに、女子労働保護立法の萌芽をみる事ができる。

三、民営工場の女性労働者保護立法

明治政府は、明治十年代に入ると、殖産興業政策をすすめるためには、官営工場の民間への払い下げの推進、民間工場の設立の奨励などを積極的に行うようになった。同時に、民間工場における職工および徒弟の育成も重要であると考えられるようになった。このような明治政府の労働政策の動きにともなう、民間女性労働者の保護立法もまた萌芽してきた。

一八八一（明治十四）年四月、農商務省が内務省から分離独立し、以後、明治政府の殖産興業政策は、この農商務省が統括することになった。これにより、いわゆる工場法の制定の動きもみられるようになってきた。同省は、同年十月には、「職工条例」制定の準備のため職工労役状態に関する調査に着手している。

一八八二（明治十五）年、農商務省は、工務局内に調査課を設け、「労役法及工場条例」の立案のための調査を実施している。その結果、同省は、その調査結果を踏まえて「労役法」、「師弟契約法」、「工場規則」の素案を作成し、これについての意見を求めて東京商工会（後の東京商工会議所）に対して諮問をした。これに対して、同商工会は、「法律上傭主被傭者及師弟間ノ取締ヲ必要ト認ムルヲ以テ速カニ適當ノ法律ヲ制定セラレンコトヲ希望ス」と答申している³。

一八八四（明治十七）年、農商務省は、その諮問機関として「勸業諮問会」を設置した。同省は、先きの東京商工会の答申を受けて、この勸業諮問会に対し、工業上、雇主被雇者間および師弟間の取締法の制定の可否について諮問した。そして、勸業諮問会から、完全な取締法を制定することの答申を受けている。

さらに、同年十二月、農商務省は、全国的に産業事情について調査し、それを基にして対策についてまとめた「興業意見」を発表している。この興業意見の概略は、以下のとおりである。

「工業主ト職工トノ間及ヒ師匠ト弟子トノ間ニハ種々ノ弊害アルモノナリ……今其重モナルモノヲ挙レハ……甲雇主ノ使役スル約定期間中ノ職工逃走シテ乙雇主に雇使セラルルアリ、乙雇主ヨリ給料ヲ借越シタル職工逃走シテ甲雇主ニ雇使セラルルモアリ、職工約定ニ背キ秘法ヲ他ニ伝フルアリ、職工申合セテ業ヲ休ムアリ。是皆職工の間ニ行ハル、悪幣中其甚シキモノニシテ雇主大ニ困苦スル所ナリ。又雇主ニシテ約定ノ給料ヲ与エサルアリ。多分ノ賃銀ヲ以テ他ノ使役中ノ職工ヲ誘引シ不用トナレバ之ヲ放逐スルアリ、職工ヲ虐使スルアリ、是等ハ雇主間ニ行ハル、弊害ノ甚シキモノトス。又師匠間ノ弊害ヲ挙レバ、年季中他ノ誘引ヲ受ケ、或ハ自ラ逃走シテ他ノ師ニ就キ、或ハ他ノ雇主ヲ求ムルアリ、年季中ノ秘伝ヲ奪ヒ其営業ヲ妨クルアリ、年季終ラズ其業ノ未熟ナルヲ願ミス早ク自立スルアリ。是弟子間ニ行ハル、弊害ナリトス。又師匠ニ於テハ其弟子ヲ職業上ニ使役セスシテ家事上ニ使役シ或ハ之ヲ虐使スルアリ。師タルノ技倆ナクシテ漫リニ弟子ヲ引受クル等ハ師ニ属スル悪幣ナリ。……現今ニ至テハ其幣益々増長スルノ勢ヲ呈出スルヲ見ル、今ニシテ之ヲ救済セサレバ将来我邦ノ工業ハ衰頹萎靡シテ復々振ハサルニ至ラン。是本条ノ制定發布ヲ必要トスル所以ナリ（明治前期財政経済史集成、卷二八）⁴」。

さらに、この興業意見は、職工取締に必要な職工条例、徒弟条例、工場律の要領を添えている⁵。このうち「職工条例ノ要領」は、九項目からなっているが、そのなかの一項に「童工女ノ使役ニ関スル制限ヲ設クル事」を定めている。この項目は、農商務省が、年少者と女性の就業制限を念頭においたものと思われる。ここにはじめて、明治政府による女性労働者保護立法への萌芽がみられる。

これについては、「興業意見」にかかげられたところからみて、「当時職工条例や徒弟条例の目標としたものは、労働者保護法規ではなくてむしろ工業の秩序維持のための職工の取り締りにあつたことは明らかである。」⁶という指摘がある。確かに興業意見が農商務省によって発表されるまでの経緯および取り締り法規としての職工条例の基本的な考えかたからすると、そのような指摘も退けることができない。しかし、実際の職工条例の内容をみると、各項は職工

にとつての保護的な規定として読みとることも可能である。「童工女工ノ使役ニ関スル制限ヲ設クル事」の条項も、当時の女工の長時間労働や深夜業の実状を考えると、結局は、年少者および女工の就業制限ということになる。したがって、この条項は、女性労働者の保護措置を掲げたものと理解し得るのである。

しかし、明治政府が、職工条例において女性労働者の保護措置を掲げたといつても、これを明治政府の積極的な労働政策を反映したものと考えすることはできない。なぜなら、明治十年代の明治政府は、「富岡強兵」を国是として、そのための殖産興業政策の推進が至上命題となつており、女性労働者の保護は、むしろ二次的な措置にすぎなかつたからである。ましてや、明治十年代は、近代産業の中心であつた繊維産業は、まだスタートしたばかりであり、女工の数も比較的少なかつたのである。繊維産業における女工が急激に増加してくるのは、明治二十年代に入つてからである。この時期になると、女工の長時間労働や深夜業を中心に女工の保護の必要性が重要な社会的な問題として浮上し、これに対して、明治政府は女性労働者の保護政策を講じざるを得なくなつてきたのである。

第二節 工場法案の立案過程における女性労働者保護立法

一、工場法案と女性労働者保護の必要性

日本は、明治二十年代に入ると、明治政府の富国強兵と殖産興業政策のもとで、工場とりわけ繊維工場が急激に増加してきた。これにともなつて、女工の数も急増してきた。その結果、女工の酷使、低賃金、長時間労働、深夜業、逃亡、争奪など多くの女性労働問題が発生してきた。他方、工場経営者の側も、激しい企業間競争のもとで、無政府的な自衛手段を講じなければならなくなつた。このような産業事情のなかで、明治政府も、一方において工場の取締

まりをし、他方労働者の保護措置も講じざるを得なくなってきた。ここに、明治政府は、農商務省を中心に、工場法案の立案作業に着手するようになった。

農商務省の工場法案の立案過程では、当初女性労働者保護立法が見え隠れしていた。しかし、次第に、女性労働者の保護の必要性が鮮明になり、工場法案の立案過程ではつきり姿を表わすようになった。しかし、何故に、女性労働者を保護するのかについては、抽象的形式的に「母性の保護」がいわれる程度であった。

工場法案は、明治の末期になって、工場法を成立せしめる工場法案になるまでは、いろいろな名称が用いられてきた。しかし、そのような工場法案が立案される過程では、何回も女性労働者保護立法の必要性が取り上げられてきた。その場合、女性労働者の保護の必要性については、とくに反対するものがなかった。反対論が出てくるときは、女性労働者の法的保護措置についてであった。その保護措置が対象となるものは、年少者と並んだ女性の深夜業の禁止についてであった。

しかし、工場法案の立案過程では、何故に女性労働者の保護が必要なのかについては、必ずしも具体的に論じられてきたわけではない。これについては、工場法案の立案と直接関連したものではないが、谷野セツ氏（最初の女性工場監督官、労働省婦人少年局長）は、女性労働者の保護の必要性について、次のように、具体的に指摘している。すなわち、谷野セツ氏は、婦人労働者の保護は、その数が産業労働者の過半数を占めているという点からばかりではなく、婦人労働者の自身の特質から、殊に保護を加える必要があるとし、その理由を以下のように指摘している。

「第一に、婦人労働者は、雇用関係において、雇主に対し男性のように自衛能力をもっていない点である。彼等の多数は、十五、六歳ないしは二十二、三歳の未成年女子であつて、一般に智識の程度が低く、また労働組合の組織も薄弱であり、殊に我国にあつては多年の伝統と因習とに依つて、忍従的に育て上げられ、労働条件等に関しても、よく自己を主張することができない。したがつて不利益な雇用条件にも服さねばならず、そのため健康および道徳を破壊

せられ、その身を亡ぼすものが尠くないという点である。

第二は、婦人は次代の国民の母たるべきものであつて、その保護の良否は将来の国家社会の健康および幸福を約束する上にきわめて重要である。

第三は、婦人は、その身体的特質から労働の影響をうけやすく、身体の健康を毀損することがきわめて多い。すなわち、産業上における災害は、男子に比して異常に高率であること、毒物等に対する抵抗力も比較的弱く、中毒に犯され易いこと、一般に婦人の罹病率が高く、罹病日数も男子に比して長いこと、その他高温、高熱により受ける障害、工業内騒音の影響、立業による生殖器障害、母性機能の障害による流産、早産等も男子に対して婦人がとくに考慮せられるべき点である。その他婦人のなかに多数結核患者が発生するという事実については、すでに医学的研究の結果発表されたものが尠くない。それはもちろん工場内における生活の激変、長時間の労働、温度湿度の影響、空気の不^⑦良、寄宿舎の不衛生等に基くものであつて、これらの事實は婦人労働者の保護に対して重要な意義を有している。

第四に、善良な風俗と礼儀とを維持するための道德的見地から、工場設備の改善、更衣所、便所、浴場、寄宿舎等の設備も考えねばならない。

このような女性労働者保護の必要性の理由についての谷野セツ氏の見解は、初期の工場法案の立案段階で、おぼろげなかたちで認識していたと考えられる。しかし、それについては、個々の潜在的に念頭に置かれたにすぎなかつた。谷野セツ氏は、これを見ごとにまとめて言い当てている。当時の女工の実情を知る人にとっては、正にわが意を得たりである。

しかし、女性労働者の保護の必要性の理由は、具体的にはこのようなものではあつたけれども、工場法案の立案過程では、このような女性労働者の保護の理由が大きく取り上げられていたわけではない。それが、大きく取り上げられるようになるのは、工場法の基となつた工場法案と工場法においてである。それまでの工場法案の立案過程では、

女性労働者の保護の必要性は、明治政府の考え方と関係業者団体の利害損得のなかで取り上げられて来たにすぎない。すなわち、明治政府、農商務省が母性を取り上げている場合には、国家的立場からの社会的母性が主たる理由であった。関係業者団体からは、女性保護は無視、ないしは軽視されたか、あるいは制約的に取り上げられたにすぎない。

二、職工条例案

一八八七(明治二十)年六月、農商務省は、「職工条例案」と「職工徒弟条例案」を作成した。これは、同省の諮問機関である勸業諮問会の諮問と審議を経ての結果であつた。職工条例案も職工徒弟条例案も、これまでの立案と比較して、かなり具体的でかつ前進した内容となつている。このことは、とくに年少者と女性労働者の保護規定においてみられる。

職工条例案は、「第四章 工場製造所」のところで、次のように定めている。

第四章 工場製造所

- 一 工場製造所ニ於テ八年令十才未満ノ児童ヲ職工トシテ使用スルコトヲ得サルコト、但シ徒弟ハ此ノ限りニ在サルコト
- 一 年令十四才未満ノ者ハ一日六時間、十七才未満ノ者ハ一日十時間以上使役スルコトヲ得サルコト
- 一 幼年職工ニハ毎日喫食時間ノ外二回以上一定ノ休憩時間ヲ与フヘキコト
- 一 婦女及十四才未満ノ職工ヲ夜間使用スルコトヲ得サルコト
- 一 工場、製造所職工ノ賃金ハ日給トスルコト、日給金ハ前渡又ハ後払ヲ為シ得ヘシト雖、前渡ハ三十日分、後払ハ十日分ノ賃金額ヲ越エシメサルコト
- 一 工場製造所ノ便宜ノ為メ、職工ノ住居及其ノ日用品買取場ヲ指定スルコトヲ得ス、職工ノ便宜ノ為ニスル場合ニハ其ノ管理規則ヲ定メ、地方長官ヲ經テ農商務大臣ノ認可ヲ受クヘキコト
- 一 農商務大臣ハ職工ノ使用方法カ健康又ハ品行其ノ他經濟ノ発達ヲ害スト認ムルトキハ特別ノ制限ヲ加ヘ又ハ職工ノ使用ヲ禁シ得ルコト

この職工条例案では、四項目で、「婦女及十四歳未満ノ職工ヲ、夜間使用スルコトヲ得サルコト」と定め、女性労働者の深夜業を禁止している。これは、年少者および女性労働者の深夜業禁止の最初のものであった。

この職工条例案については、当局によつて発表されることはなかつた。しかし、記録資料として残されており、これにより明治政府が女性労働者保護立法の制定に向けて取り組んでいたことがわかる。

一八九〇（明治二十三）年、農商務省は、それまでの工務局を廃して商工局を設置した。翌一八九一（明治二十四）年七月、商工局は、職工条例制定の要否について各商業会議所に諮問した。しかし、堺以外の地の商業会議所は、職工条例の制定に反対であつた。その後、農商務省は、各府県の各種工場取締規則を蒐集したり、職工の状態についての調査を重ねていた。

一八九六（明治二十九）年、農商務省は、地方長官を招集し、職工の保護と取締に関する事項について諮問した。その後、一府一四県が答申書を提出したが、法令の制定を希望した県は、一府一四県の多数で、その他の五県は制定に消極的であつた。

同年十月十九日から七日間、第一回農商工高等会議が開催され、このときの諮問事項は、「職工ノ取締及保護ニ関スル件」であつた。この席上、金子堅太郎、添田寿一など政府側委員は、速かに職工の取締と保護の法律を制定することを主張した。これに対し、渋沢栄一、大倉喜八郎など業者側委員は、時期尚早であるとして即時制定に反対した。この第一回農商工高等会議における論議は、議事録によると、以下のとおりであつた。

添田寿一は、「……凡テ此ノ職工ガ機械ノ間ニ立テ働キマスルト云フ今日ノ工場組織ト云フコトニナリマスレバ余程社会上ヨリ又ハ衛生上ヨリ道徳上ヨリ種々ナル弊害ヲ見ルヤウニ至リマシタノデ、即チ国家ノ自衛ト云ヒマスルカ国家ハドウシテモ棄テ置カレヌト云ウ弊害ヲ見ルニ至ツタノデアリマス、例ヘバ未ダ発育ノ十分ナラザル幼者ヲ使フト力或ハ将来ノ母トナリマスル所ノ婦女子ヲ使ヒマスルトカ、或ハ青年者ト雖モ人間ノ体力ノ及バザル時間ヲ使

役シマスルトカ、是レハ雇主が使役スルノミナラズ、本人が進ンデ使役サレルノデアリマスガ、併シ国家が健全ナル国民ノ發育ヲ計ラネバナラヌト云フ所カラ見マスルト輕々シク棄置カレタ種々ナル弊害ガ生ズルノデアリマス……」と賛成している。

これに対して、渋沢栄一は、「夜業ハイカヌト云フコトハ、如何様人間トシテハ鼠トハ性質ガ違ヒマスカラ、昼ハ働ライテ夜ハ寝ルノガ当リ前デアアル、学問上カラ云フトサウデゴザイマスセウガ、併シナガラ一方カラ云フト、成ルベク間断ナク機械ヲ使ツテ行ク方ガ得デアアル。之ヲ間断ナク使フニハ夜業ト云フ事ガ經濟的ニ適シテキル……唯^⑩一偏ノ道理ニ拠ツテ歐羅巴ノ丸写シノヤウナモノヲ設ケラルト云フコトハ、絶對的に反対ヲ申上ゲタイ」と述べている。

結局、農商工高等會議では、結論が得られず、七名の特別委員を選出して、審議を継続することになった。^⑪

添田寿一は、この會議で、年少者および女性労働者の保護を主張している。女性労働者の保護を主張する論拠は、将来女性は母となる者であり、その体力を消耗させることは、国家が健全な国民の發育を計らなければならぬことから弊害となるとするにある。ここに、母性保護の考えかたがうかがえる。

農商務省商工局は、一八九六(明治二十九)年から九七年にかけて「職工法(後の工場法)」の成立に向けて「工業視察紀要」を刊行している。この紀要は、農商務省商工局が、一八九五(明治二十八)年に、課員を各地の工業に視察させ、その視察の結果をまとめたものであった。その内容は、各地の工業について、その沿革、産地、産額、營業組織、規模、職工、売買、販路その他の觀察からなっている。^⑫

続いて、農商務省商工局は、一八九七(明治三十)年二月に、「工場及職工ニ関スル通弊一斑」を公刊した。同局は、この「通弊一斑」の書の「例言」のところで、次のように記している。

一、本書は当該技術官カ工場視察ノ際見聞セル通弊ノ一斑ヲ列叙シタルモノニシテ工場及職工問題研究上必要ノ参

考資料ト認め茲ニ之ヲ印行スルコトナセリ

一、巡視セル工場ノ種類ハ綿糸紡績、抄紙、活版印刷、石版印刷、製本、革具、莫大小、段通、燐寸、製薬、製粉、精米、硝子、セメント、コークス、煉瓦、鍛冶、器具、造船等ニシテ何レモ職工徒弟二十名以上ヲ使役シ若クハ蒸気機械ヲ装置スルモノニ係レリ

「通弊一斑」は、この「例言」に記しているように、工場および職工問題について「工場巡視ノ際見聞セル通常ノ一斑ヲ列叙シタ」ものである。「通弊一斑」の「第三章 職工」は、次のように列記している。

第三章 職工

十四 労働定時間ニ彼此相違アルコト

職工ノ労働時間ハ業務ニ依テ種々アリ (甲) 朝七時ヨリ夕五時迄ニテ休憩喫飯ノ時ヲ除キ正味九時間ト九時間半ナルトアリ (乙) 朝六時ヨリ夕四時半迄ニテ喫飯時間ヲ除キ正味十時間ナルアリ (丙) 紡績工場ハ晝又ハ夜ノ十二時間ニシテ休憩、喫飯ノ時間ヲ除キ正味十一時間ナルアリ (丁) 紡績工場ニテ喫飯時間ヲ除キ正味十一時間半ナルモノアル等はナリ但シ普通ノ労働時間ハ十時間ヲ規定トシ其外早出、居残及び夜業ヲ三時間乃至五時間ヲ課スルモノアリ

十五 早出、居残及夜業ノ割増給ニ厚薄ノ差アルコト

規定時間外ノ早出、居残及夜業ニ對シ普通時間割増給料ニ割増ヲナスモノ多シ (甲) 紡績會社ニ在テハ夜間ノ業ハ晝間ノ業ヨリ一割ヲ増給スルモノト晝夜給料ニ差ナキモノトアリ (乙) 或工場ニ於テ居残ノ場合ニ於テハ午後十時迄ハ割増ナク其以後ハ一割ヲ増シ徹夜スレバ五割ヲ増ス (丙) 又或工場ニ於テ居残ノトキ午後十時迄ハ一割ヲ増シ十時以後ハ二割増トス

十六 職工ノ休憩時間、喫飯時間不同ナルコト

工場ニ於テ (甲) 勤務十二時間ニシテ喫飯ノタメ三十分ノ時ヲ與フルモノ (乙) 勤務十二時間ニシテ喫飯二十分及午前午後休憩十五分間兩度與フルモノ (丙) 勤務十一時間ニシテ喫飯三十分及午前午後十五分間兩度休憩ヲ與フルモノ (丁) 勤務十時間ニシテ喫飯三十分間ナルモノ (戊) 勤務十時間ニテ喫飯三十分午前午後十五分間兩度休憩ヲ與フルモノ之レアル等要スルニ不同アルヲ免レズ

十七 休憩、喫飯ノ時間ニ職工ノ労働スルコト

紡績、製紙ノ工場ニテハ休憩、喫飯ノ時間ニ器械ノ運轉停止セザルニヨリ職工ノ休養セザルモノアリ蓋シ喫飯、休憩ノ時職工ノ半数ヲ交代セシメ休養セシムルノ制ナレドモ職工ニシテ労働ノ多キヲ望ムモノハ喫飯ヲ僅々五分間ニ辨シ直チニ操業スルニ由ルナリ

十八 徒弟又ハ幼年職工ノ年齢ニ制限ナキコト

紡績工場ニテ工女ヲ募集スルニ年齢ヲ十二歳又ハ十三歳以上ニ限レルハ表面ノミニシテ實際ハ職工ノ不足ナルヨリ七、八歳ノ子女ヲ使役スルヲ常トス時トシテ貧民ノ子女父母ニ手傳ヒ操業スルモノハ年齢尙之レヨリ幼ナルモノアリテ一日三錢位ノ賃錢ヲ得又燐寸工場ニテ軸木ヲ整ヘ若シクハ箱詰スル業ニハ六歳位ノ幼女アルヲ見ル此等ノ業ハ個々賃拂ニシテ軸木ニ整ヘ三厘十ダース箱詰メ六七厘トシ出來高ニ應ジ賃錢ヲ與フルニヨリ就業時間ニ制裁ナク任意ニ労働シ自由ニ退出スルノ便アリ学齡ノモノハ半日学校ニ行キ半日工場ニ勤ムルヲ得恰モ婦女子ノ内職同様ニシテ工場ノ事業ト見做スベカラザルモノ、如シ

十九 幼年職工若シクハ幼年徒弟ノ労働時間ニ制限ナキコト
紡績工場ニ使役スル幼年職工ハ壯年者ト俱ニ晝又ハ夜十二時間労働シ時トシテハ定時間外に二三時間居殘業ヲナス事アリ又幼年ノ徒弟ヲ使役スル工場ニ於テ繁忙ナルトキハ壯年職工ト同様朝五時ヨリ夕十時迄若シクハ深夜迄十五時間以上労働セシムル事アリ

二十 幼年徒弟又ハ幼年職工ニ就学ノ時間ヲ與フルノ制ナキコト

一般工場ニテ徒弟ヲ早出、居殘又ハ夜業ニ使役スルヲ以テ就学ノ余暇ヲ得セシムル事極メテ困難ナリ紡績工場ニ於テ寄宿舎ニ一日二時間ノ学課ヲ授クル制ヲ備フルモノアレドモ實際一日操業十二時間他ノ十二時間ハ睡眠、休養、衣服調度其他ノ仕末ニ時ヲ費シ身神疲勞スルヲ以テ学事ニ從フ余力ナシ

二十一 職工ノ雇入、解雇、賃銀支給方ヲ職工ノ頭分ニ放任スル事

多数ノ職工ヲ備役スル工場若シクハ一職業毎ニ請負ヒヲナサシムル工場ニテハ職工ノ雇入、解雇、賃銀支給方一切ヲ職工ノ頭分ニ任せ工場主ハ殆ンド關係セザルモノアリ此場合ニ於テ職工頭ハ配下職工ヨリ口錢ヲ徴收シ若シクハ其進退ヲ自儘ニシテ工場ノ規則ヲ無視スルノ傾キアリ

二十二 職工傭主ヨリ解雇セラル、トキ当然受クベキ損失ヲ賠償セラル、規定ナキコト

紡績、製紙、織物ノ工場ニ於テ契約ヲ以テ職工ヲ雇入ル、トキ必ズ職工ノ違約ヲ処分スル規定アリ多クハ傭主ノ損失ヲ弁償スルノ法ナリ然レドモ傭主ノ都合ニテ違約スルトキノ賠償ヲ規定スルモノ殆ト稀ナリ契約ノ年期ナキモノハ傭主ノ都合ニテ此ノ手当ヲモ給セラレズシテ即日解雇セラルルモ職工ハ之ニ甘ンセザルヲ得ズ

二十三 食物若シクハ物品ヲ以テ賃銀ニ代ルフルノ弊アル事

都会ノ工場ニ在テハ此弊ヲ聞ク事稀ナレドモ地方ニ於テ幼年職工ヲ多ク使役セル機械工場等ニハ食物ト衣類調度ヲ以テ賃銀ニ代フル事ハ一般ニ行ハル、尠ノ弊ナリ先年都会某工場ニテ悪疫流行ノ際職工ノ弁当ヲ持參スルヲ禁シ之レヲ工場ニテ賄ヒ日給ノ幾分ヲ引キ去リタル事アレドモ忽チ物議ヲ生シテ中止セリ

二十四 職工ノ負傷、疾病扶助ノ法不完全ナルコト

(略)

二十五 職工業務ノ為メニ致死スルモノヲ手当スル規律ナキコト

(略)

二十六 女子操業ニ制裁ナキコト及男女ノ作業場ニ區別ヲ設ケザルコト

女子ハ綿密ニシテ簡易ノ業若シクハ美麗ニシテ筋力ヲ要セザル業ニ用キル事普通ナレドモ賃錢ノ廉ナルタメ筋力ヲ要スル雜業ニ従事セシムルモノ往々是アリ煉瓦工場、セメント工場ニ於テ土灰ノ工事ニ女子ヲ用キ鉄工場に於テ職工ノ助手ニ女子ヲ用ユルモノアリ又活版工場、巻煙草工場、機織工場ニ於テ工男ト共ニ操業スル少女ニ在リテハ間々風儀ノ宜シカラザルモノアリ

二十七 受業徒弟ノ取締行ハレザルコト

(略)

二十八 職工契約期限内ニ逃走シ又ハ直接間接ニ誘引セラル、事ヲ取締ル法ナキコト

工場ヲ建テ器械ヲ据エテ日々定額ノ製品ヲ製造スル規模ノ工場ハ必ズ定員ノ職工ヲ雇役スルニ年限ヲ契約シ置クモノニテ同業者ノ間ニ夫々申合規約アリテ互ニ職工争奪ヲ取締ルノ法ヲ設クレドモ充分實行セラレ得ズ今日職工ノ不足ナルヨリ互ニ利益ヲ賭シテ陰ニ誘奪スル弊アルヲ以テ職工ハ契約ヲ重セズ転々移動スルモノ多シ之レガ為メ器械ヲ無益ニ運転シ製額ヲ減ジ損失ヲ被ル工場ハ少カラズ紡績工場ノ多クハ全器械ノ十分一乃至二十分一ヲ休止シテ製産額ヲ減ズル状況ニ陥ルコト屢々ナリ

二十九 職工周旋業者ニ弊害多キコト

素人ノ女子ヲ工場ニ周旋スル紹介人ナルモノニ種々ナル弊害アリ(一)無智ノ女子ヲ甘言ニテ誘ヒ工場ニ周旋シ工場ノ待遇賃錢若シ初メノ契約ニ異ナリテ工女ノ意ニ充タズ帰国ヲ欲スルトキハ一切ノ手数料募集費ヲ負担セシムル旨ヲ強ヒ遂ニ服務ノ已ムベカラザルニ到ラシム(二)工女ノ不足ヲ奇貨トシ甲工場備役中ノモノヲ誘引シ姓名年齢ヲ偽ハラシメテ乙会社ニ周旋シ莫大ノ手数料ヲ獲ルコトアリ(三)工女ノ老耄ナルモノト連合シ会社職工ヲ募集スレバ遠路之レニ應セシメ暫時ニ之レヲ招還シ又他ノ会社ノ募集ニ應セシメ彼此ノ間ニ周旋料ヲ貪ルモノアリ

(三十、三十一略)

以上のように、「通弊一斑」は、職工の労働時間、夜業、休憩、年齢、雇入、解雇、賃金、労働災害、職工の逃走、周旋業者の弊害などについて列記している。この「通弊一斑」により、当時の女性労働者（とくに紡績工場の女性）の状況を知ることができる。すなわち、

①「十八、徒弟又ハ幼年職工ノ年齢ニ制限ナキコト」の項は、紡績工場では、工女を募集する際、年齢を十二歳または十三歳以上と限定しているが、職工不足のため、実際には七、八歳の子女を使用している。貧民の子女が父母の仕事を手伝っている場合には、さらにその年齢は幼なくなり、これについては一日三錢程度の賃金を得ている。

②「二十六、女子操業ニ制裁ナキコト及男女ノ作業場ニ區別ヲ設ケザルコト」の項では、女子は綿密で簡易の仕事もしくは美麗で筋力を必要としない仕事につかせることが普通であるが、そのような仕事は賃金が安いので、筋力を必要とする雑業に従事する女性がいる。たとえば、煉瓦、セメントの工場では土灰の工事をしたり、鉄工場では、職工の助手として働いたり、活版、煙草工場、機械工場では男工と共に操業する女性がいる。そのため、風紀が乱れている。

③「二十九、職工周旋業者ニ弊害多キコト」の項では、素人の女性を工場に周旋する紹介人に種々の弊害がある。たとえば、無智の女性を甘言で誘い工場に周旋し、工女が待遇、賃金が契約と異なるので帰国しようとする、一切の手数料や募集費を負担させようとするので、止むなく服務せざるを得なくなる。また、工女の不足から、甲工場に雇用されている工女を誘引して、姓名、年齢を偽って乙工場に周旋して莫大な手数料をとることがある。

以上の「通弊一斑」は、後に「工場法案」と改称される「職工法案」の立案に重要な影響を与えている。なぜなら、「通弊一斑」の刊行時期（明治三十年二月）と職工法案の脱稿時期（同年六月）が近接しているからである。さらに、両者の内容が、きわめて近似しているからである。

一八八七（明治三十）年六月、ようやく「職工法案」ができ上った。職工法案は、当初「工場法案」と称したが、途中からこの名称に変わった。この職工法案は、同年第一一回国議会で提出されることになっていたが、議会在二月二十五日に解散されたため廃案になった。

三、工場法案

農商務省は、関係業者団体の反対に遭遇しながらも、根強く各地方の工場の視察や調査を重ね、これを「工業視察紀要」や「工場及職工ニ関する通弊一斑」として公刊し、工場法の制定の必要性を訴えてきた。

一八九八（明治三十一）年、農商務省は、前年六月の職工法案を修正して、これを「工場法案」と改称し、同年九月に、これを各地商業会議所に「工場法制定理由書」とともに諮問した。「工場法制定理由書」には、①工場設備が不完全で、人命保護から政府の監督が必要なこと、②工業主と職工との間は、従来の情誼の関係が衰退しているので、これに代わる法律の関係を確立することが必要である。などが述べられている。

工場法案は、女性労働者の保護規定については、次の一条があるのみである。

第二十七条 農商務大臣ハ婦女及十四歳未滿ノ職工徒弟ノ就業ニシテ特ニ危険ナルカ又ハ健康若ハ風儀ニ害アリ

ト認ムルトキハ之ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

これまでの女性労働者保護をめぐる明治政府の姿勢を振り返ってみると、一八八四（明治十七）年の「興業意見」のなかで示された「職工条例ノ要領」では、「童工女ノ使役ニ関スル制限ヲ設ケル事」という一項目があつた。これは、女工を使用するに当つては、なんらかの制限が必要であるとした考えを示したものである。その後の一八八七（明治二十年）の「職工条例案」では、第四章工場製造所のなかで、「婦女及十四歳未滿ノ職工ヲ夜間使用スルコトヲ得サルコト」の規定を設け、女性の深夜業を禁止していた。しかし、一八九八（明治三十一）年の「工場法案」では、上記の一条のみで、それ以外の女性労働者の保護規定は見られない。「工場法案」の女性保護規定は、これまでの経過からみてかなり後退したものとなっている。

さらに、同年十月に、農商務省は、この工場法案を農商工高等会議に諮問した。同会議では、工場法案について時

期尚早、反対・賛成など議論が紛糾し、結局委員会を設け、これに附託されることになった。委員会は、諮問された工場法案について、数回の審議の結果修正し、この修正案を農商工高等会議に報告し、同会議は同年十月三十一日にこれを決定した。

農商工高等会議の修正案では、「第二章、職工徒弟」のなかで、次のように女性労働者保護規定がみられる。しかし、夜間禁止についての規定はなかった。

第九条、女子又ハ十四歳未満ノ職工、徒弟二一日十二時間以上ノ就業時間及就業ノ種類を制限スルコト

翌一八九九(明治三十二)年四月、農商務省は、農商工高等会議の修正法案を各地方長官に諮問した後、これを帝國議會に上程するまでこぎつけたが、しかし、このとき内閣の更迭の時期と重なり、提出するまでいかなかった。

他方、前年の一八九八(明治三十一)年九月、労働組合期成会が工場法案について修正意見を発表した。これは、労働者側からはじめての意見発表であった。この修正意見では、女性労働者の保護について、「特に婦女幼童の使役に対しては幾多震標すべき事実の生ずるなきを保すべからず」と述べている。

労働組合期成会の修正意見をみると、女性や年少者の深夜業の禁止については、何ら触れていない。これについては、容認していたと思われる。

一八九八(明治三十一)年の農商務省の工場法案が作成された頃は、繊維業界、とくに大阪府の方面では、女工争奪が激化していた時期であった。このため、地方レベルでは、各府県会をもつてこれを取締まる努力をしていたのであるが、依然として効果がなかった。こうした状況のもとで、工場法制定の要望が強く望まれていた。

明治政府は、このような状況のなかで、一九〇〇(明治三十三)年勅令一四九号をもつて臨時工場調査職員を設け、商工局工務課に「工場調査掛」を置き、予算一万円を計上してさらに工場および職工の実態調査にとりかかった。このときの調査結果については、「職事情」⁽¹⁾として公刊された。農商務省は、この調査結果をもとにして、一九〇二(明

治三十五年) 年一月、「工場調査要領」をまとめた。

「工場調査要領」は、繊維工場(生糸、紡績、織物、組物)、機械工場(機械製造、器具製造、造船等)、化学工場(窯業、瓦斯、製紙、製薬等)、雑種工場(醸造業、製糖、煙草、印刷出版等)、特別工場(電気、金属精錬)を対象とした。このうち、繊維工場の数は、一九二二、馬力数三二〇九、職工数一九六、七二三人で、工場数は原動力を使用する工場数の七割を占め、馬力数は五割二分、職工数は、三分の二以上を占めている。工場種別からみた男女職工数(原動力を使用する工場)では、織物九一九、六六九人がもつとも多く、これに生糸、紡績が続いている。この順位は、原動力を使用しない工場も同じである(第40表・第41表)。

女工の大部分は、繊維工場で使用されており、年齢は一定していないが、およそ十四歳から二十歳未満の女工が女工総数の約五割、二十歳以上の女工は約四割、概して未婚者である。一般に、女工が結婚するときは、工場を辞めている。また、十二、三歳以下八、九歳位の幼者は、職工数の約一割を占め、なかには六、七歳位の幼者もいたとされている。

一九〇二(明治三十五年)年十一月、農商務省は、これまでの調査結果や審議経過を基に、「工場法案ノ要領」を作成し、これを関係各省、地方長官および商業会議所に回付し、意見を求めた。この「工場法案ノ要領」は、女子労働者の保護規定について、次のように定めている。¹⁸⁾

(第40表) 原動力を使用する繊維工場の工場数・男女別職工数(1)

工場種別	工場数	男工	女工	男女職工数
生糸	1,722	5,956	96,115	102,071
紡績	137	18,950	65,168	84,118
織物	52	2,268	7,484	9,752
その他	10	234	548	782
合計	1,921	27,408	169,315	196,723

(第41表) 原動力を使用しない繊維工場の工場数・男女別職工数(2)

工場種別	工場数	男工	女工	男女職工数
生糸	133	630	7,493	8,123
紡績	8	120	246	366
織物	294	2,179	17,490	19,669
その他	6	75	141	216
合計	441	3,004	25,370	28,374

出所 (1) および (2) とともに、農商務省商工局工務課「工場調査要領」1902(明治35)年10月、間宏監修・解説「工場法」五山堂書店1987年、53-61頁より作成。

(注) 原動力を使用する繊維工場は、職工10人以上、原動力を使用しない。繊維工場は、職工30人以上を使用する工場
男工および女工とも、14歳以上プラス14歳未満の合計数。

第四 職工・徒弟ノ年齢制限

十一歳未満ノ者ハ工場ニ於テ傭使セシメサルコト、但シ勅令ヲ以テ向十箇年間左ノ如キ猶予ヲ与フルコト
 満八歳以上ノ者ハ工場法施行後二箇年ヲ限り、満九歳以上ノ者ハ次ノ三箇年ヲ限り満十歳以上ノ者ハ次ノ五箇年ヲ限り傭使セラルルヲ得ルコト、但シ一タビ傭使セラレ得ル年齢ニ達シタル者ハ、爾後本文ニ抵触スルニ至ルモ、仍傭使ヲ妨ケザルモノトス

第五 徹夜業ノ制限

十六歳未満ノ男女又ハ満十六歳以上ノ女子ハ、午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間、工場ニ於テ傭使セシメザルコト、但シ左ノ例外ヲ設クルコト

(一) (二) (略)

(三) 工場ニ於テ職工、徒弟ヲ二組以上三分チ、交替ニ傭使スル場合ニ関シテハ、勅令ヲ以テ左ノ如キ例外ヲ規定スルコト、満十三歳以上十六歳未満ノ男女及満十六歳以上ノ女子ハ、午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ト雖ドモ、工場ニ於テ傭使スルヲ得ルコト、但シ工場法施行後五箇年ハ、満十一歳以上十三歳未満ノ男女ヲ傭使スルヲ得ルコト

第六 就業時間ノ制限

十六歳未満ノ男女又ハ満十六歳以上ノ女子ニハ、勅令ヲ以テ十二時間以上ノ就業時間ヲ制限スルヲ得ルコトトシ、其ノ勅令ハ向十箇年ヲ期シ漸次就業時間ヲ短縮スルノ目的ヲ以テ、左ノ如ク定ムルコト、但シ天災事變ノ際及臨時事業ノ繁忙ナル場合ニ関シテハ、例外ヲ設クルコト

(甲) 十六歳未満ノ男女又ハ満十六歳以上ノ女子ハ、左ニ掲クル就業時間ヲ超エ、傭使スルヲ得ザルコト

第一種工場 十四時間

第二種工場 十五時間

(乙) 工場法施行ノ日ヨリ五箇年ノ後ハ、第一種工場ノ就業時間ヲ十三時間ニ短縮シ、第二種工場ノ就業時間ヲ十四時間ニ短縮シテ、五箇年ヲ経タル後ハ、第一種工場ノ就業時間ヲ十二時間ニ短縮シ、第二種工場ノ就業時間ヲ十三時間ニ短縮スルコト

(丙) 工場ノ種別ハ、別ニ之を定ムルコト

第七 休憩時間ノコト

十六歳未満ノ男女又ハ満十六歳以上ノ女子ニ関シテハ、勅令ヲ以テ一日一時間三十分以内ノ食事及ビ休憩時間ニ関スル規則ヲ定ムルヲ得ルコトトシ、其ノ勅令ハ左ノ如ク定ムルコト

工場ニ於テハ一日一時間三十分以上ノ食事及ビ休憩時間ヲ定メ、十六歳未満ノ男女又ハ十六歳以上ノ女子ニ休憩ヲ為サシムベキコト、但シ一日ノ就業時間ガ十二時間以内ナル場合ニ於テハ休憩時間ヲ一時間ト為シ、一日ノ就業時間ガ十時間以内ナル場合ニ於テハ、休憩時間ヲ四十五分間ト為スヲ得ルコト

事業ノ種類ニ依リ、休憩時間中機械ノ運転ヲ停止スベキコト、但事業ノ種類ハ農商務大臣之ヲ指定スルコト

第八 休日ノコト

十六歳未満ノ男女又ハ満十六歳未満以上ノ女子ハ、勅令ヲ以テ一箇月二日以内ノ休日ニ関スル規則ヲ定ムルヲ得ルコトトシ、其ノ勅令ニハ就業時間ノ制限ニ対スル例外ニ準ジテ、天災事変ノ際、及臨時事業ノ繁忙ナル場合ニ関スル例外ヲ設クルコト

第九 特ニ危険ナルカ又ハ衛生ニ害アル業務ニ関スル制限

十六歳未満ノ男女又ハ満十六歳以上ノ女子ハ、勅令ヲ以テ特ニ危険ナルカ、又ハ健康ニ害アル業務ヲ禁止制限スルヲ得ルコトトス、但其ノ勅令ヲ以テ制限スルモノハ左ノ如シ

(甲) 運転中ノ機械ノ危険ナル部分、原動力機若クハ動力伝導装置ノ掃除、注油、検査若クハ修繕又ハ運転中ノ調帯、調索、取外シ若クハ取付ケニ、十六歳未満ノ男女又ハ満十六歳以上ノ女子ヲ僱使スルヲ得ザルコト

(乙) 塵埃、粉末、有害瓦斯ヲ発生スル業務、毒薬、劇薬、其他有害料品、又ハ爆発性、発火性ノ料品ヲ取扱フ業務、塵埃、粉末、有害瓦斯ヲ発生スル場所ニ於ケル業務ニハ、十六歳未満ノ男女又ハ満十六歳以上ノ女子ノ僱使ヲ禁止シ、又ハ制限スルコト、但業務及職工ノ種類ハ農商務大臣之ヲ指定スルコト

この「工場法案ノ要領」では、十一歳未満の職工徒弟の使用禁止、十六歳未満の男女または十六歳以上の女子の徹夜業（午後十時から午前四時まで）の禁止、および一日十二時間以上の就業時間の制限、さらに一日一時間三十分以内の食事時間と休憩時間、一ヶ月二日以内の休日、その他危険業務の制限などについて定めていた。これらの女性労働者保護規定は、これまでのものと比較して、内容が充実していた。

しかし、この「工場法案ノ要領」は日露戦争の開戦とともに、法案の検討を一時中断を余儀なくされた。その後、一九〇五（明治三十八）年に戦争が終了し、再び法案の検討が行われるようになった。その結果、一九〇九（明治四十二）年十二月、第二六回帝国議会にようやく法案の提出に至った。しかし、議会では綿糸紡績業者から、夜業禁止についての反対が強く、政府はこれを撤回せざるを得なくなった。

一九一〇（明治四十三）年十月、農務省は、「工場法案の説明」と題した冊子を作成し、工場法案についての詳細な説明を行ない、これを関係各省、地方長官、商業会議所、社会政策学会、大日本蚕糸会、大日本紡績連合会、工業協

会その他の工業団体などに諮問をした。さらに、これらの答申を基にして、「工場衛生調査資料」を添えて、法案を生産調査会の議に付した。

生産調査会は、法案を特別委員会（委員長、渋沢栄一）に付託した。委員会は、紡績業者、製紙業者、印刷業者および医師などを招いて意見聴取し、数回の審議を重ねて、法律の適用範囲その他について修正案を作成した。この修正案は、一九一〇（明治四十三年）十月三十日の本会議に上程され、可決された。これにより同年十二月一日に生産調査会の「工場法案ニ対スル答申書」が農商務大臣宛に提出された。¹⁰

生産調査会の修正工場法案は、女性労働保護規定について、次のように定めている。²⁰

第二条 工場主ハ十二歳未満ノ者ヲシテ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス、但シ本法施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引続キ就業セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

行政官庁ハ輕易ナル業務ニ付キ就業ニ関スル条件ヲ附シテ十歳以上ノ者ノ就業ヲ許可スルコトヲ得

第三条 工場主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限り前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ通産ス

第四条 工場主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時

ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

第五条 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ前条ノ規定ヲ適用セス但シ本法施行十五年後ハ十四歳未満ノ者及二十歳未満ノ女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

一 一時ニ作業ヲ為スコトヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ付カシムルトキ

二 夜間ノ作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ付カシムルトキ

三 昼夜連続作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ職工ヲ二組以上二分チ交替ニ就業セシムルトキ

前項ニ掲ケタル業務ノ種類ハ主務大臣之ヲ指定ス

第六条 職工ヲ二組以上二分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ本法施行後十五年間第四条ノ規定ヲ適用セス

第七条 工場主ハ十五歳未満ノ者及女子ニ対シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ職工ヲ二組二分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムル場合モ第五条第一項第二号ニ該当スル場合ニ於テハ少クトモ四回ノ休日ヲ設ケ又一日ノ就業時間カ

六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ二時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クヘシ
職工ニ二組以上ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルトキハ一週間ヲ超エサル期間毎ニ其ノ就業
時間ヲ転換スヘシ

第九条 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ運転中ノ機械若ハ動力伝導装置ニ調帯、調索ノ取付ケ若ハ取外シヲ為シ其ノ他危
険ナル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十条 工業主ハ十五歳未満ノ者ヲシテ毒薬其他有害料品又ハ発火性若ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務並著シク塵埃粉末ヲ飛散シ
又ハ有害瓦斯ヲ発生スル場所ニ於ケル業務其ノ他危険若ハ衛生上有害ナル場所ニ就カシムルコトヲ得ス

第十一条 主務大臣ハ前二条ニ掲ケタル業務ノ範圍ヲ定メ及十五歳以上ノ女子ニ付キ前条ノ規定ヲ適用スルコトヲ得
第十二条 主務大臣ハ病者及産婦ニ付キ其ノ就業ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

生産調査会の保護規定に関する修正の要点は、次のとおりであつた。①十六歳未満の就業時間の制限を「十五歳未
満」にした。②特殊業務に関し、十年後に十四歳未満の者および二十歳未満の女性の夜業禁止を「十五年後」とした。
③さらに、二交替就業に関し、法令条件の遵守を条件に、十五年間の夜業禁止規定の適用除外を、条件なしで十五年
間の夜業禁止を猶予することにした。

生産調査会の修正工場法案は、工場法の最終的な基礎になつたものである。

第三節 工場法の成立と女性労働保護立法

一、工場法の成立

農商務省は、一九一〇（明治四十三）年十二月の生産調査会の「工場法案ニ対スル答申書」（修正工場法案）に基づ
き工場法案を作成し、これを翌一九一一（明治四十四）年二月二日の第二十七回帝国議会に提出した。議会では、農

商務大臣大浦兼武は、工場法案の提案理由について、次のように述べている。²¹⁾

「工場法八十数年来ノ問題デ、政府ニ於テモ種々ノ調査ヲ尽シ此度本案ヲ提出シタ訳デアリマス、御承知ノ通り昨年即チ前議會ニ案ヲ具シテ提出致シマシタ所ガ屢々委員会等モ開カレ種々御意見モアツタコトデゴザイマスガ、其ノ当時内容ニ於テ再ビ調査セザルヲ得ヌト云フコトヲ信ジマシテ、一旦撤回致シマシタ、其ノ後尚ホ我国ノ現状ニ適當スル所ノ法律ヲ制定致シタイト存ジマシテ調査ヲ重ネテ昨年ノ秋全国地方長官或ハ商業會議所或ハ中央衛生會、其ノ他工業協會、生産調査会アラユル關係ノ処ニ意見ヲ広ク諮ヒマシテ意見ヲ纏メテ更ラニ生産調査会ニ於テハ熱心研究セラレタノデアリマス、生産調査会ハ尚ホ紡績業者其ノ他實際其ノ業ニ當ツテ居ルトコロノ人ヲ招ンデ意見ヲ詳シク聴イテ其ノ最終ニ意見ヲ纏メタノデ余程鄭重ニ調べタモノデゴザイマス

今日ハ御承知ノ通り我が邦ノ工業ノ発達ニ伴ヒマシテ愈々茲ニ工場法案ヲ制定スル必要ニ迫ツタノデゴザイマス、其ノ精神ハ健全ナル我国ノ工業ノ発達ヲ計画スルト同時ニ婦女子幼年者ノ健全ヲ保護シ熟練工ヲ養成シ我国ノ工業ノ発達ヲ図ラナクテハナラヌト云フ考デゴザイマス」

議會は、工場法案を特別委員会（委員長大岡育造）に付託した。委員会は、六回にわたる審議の結果、修正を加えて本會議に報告した。修正の要点は、次の五点にあつた。①工場の適用範圍を「一〇人」から「二〇人」にした。（第一条一項一号）②交替制の夜間就業について、七日を超えない期間毎に転換を「十日」にした。（第七条二項）③特別の労働時間の延長について、「季節ニ依リ繁忙ナル事業ニ付テハ工業主ハ一定ノ時ニ付予メ行政官庁ノ認可ヲ受け其ノ期間中一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超エザル限り就業時間ヲ一時間以内延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ認可ヲ受ケタル期間ニ前項ノ規定ヲ適用セス」を追加した（第八条四項）。④工場管理人に関する規定については提出案と生産調査会に対する諮問とを合わせた（第十八条²²⁾）。

衆議院本會議では、適用範圍について、「常時一五人以上ノ職工ヲ使用スルモノ」に修正したのみで、報告どおり法

案を可決した。続いて貴族院では、特別委員会（委員長三島弥太郎）に付託され、委員会は六回にわたる審議の結果、多数をもつて可決し、同年三月二日の本会議に報告した。同日、本会議もまた多数をもつて法案を可決した。ここに、工場法は、成立した。

振り返ってみれば、工場法を制定しようとする試みは、一八八一（明治十四）年からである。同年、農商務省が内務省から分離され、翌年農商務省のなかに工務局調査課が設置され、将来の工場法の制定に向けて調査を開始している。

しかし、工場法が成立するまでは、実に三十年間の歳月を経ている。その間、農商務省は、日清（明治二十七〜八年）、日露（明治二十七〜三十八年）戦争をはさみながら、関係業者団体からの時期尚早、反対などに会いながら、調査、視察、まとめ、諮問、法案提出などを繰り返してきた。工場法を手がけ、施行までこぎつけた農務省工務局長の岡実「工場法論」によると、「実二約三十年ノ星霜ヲ積ミ、此ノ間主務大臣ノ更迭ヲ重ヌルコト実二二三回、工務局長又ハ商工局長（農商務省、内務省）トシテ主任者ヲ換フルコト一五人、稿を更ムルコト亦実二百数十回ニ及ヒタルモノナリ」と述べている。²⁸

農商務省が、工場法の制定を手がけはじめた一八八一（明治十四）年の頃は、日本は、「富国強兵」を国是とした「殖産興業政策」の開始時期、すなわち近代産業が移植されはじめたころである。明治政府は、そのころすでに海外の実情を知り、工場法の制定の必要性を認識していたと考えられる。政府の工場法への取り組みは、早い時期から着手していたといえる。しかし、その後日本の近代産業、とりわけ繊維産業の急速な発展を背景に、経営者たちは、工場および職工の取締まりに強固に反対し続けてきた。工場法は、そのような状況のもとで実に難産であった。

二、工場法の概要

(一) 工場法のしくみ

工場法における女性労働者保護立法の理解を深めるために、工場法のしくみ、目的、特徴、主要内容などについて概観しておきたい。

まず、工場法のしくみであるが、同法は、条文二十五条、施行令四十二条、施行規則三十一条からなっている。同法は、一九二一（明治四十四）年に制定後、一九三三（大正十二）年、一九二九（昭和四）年、一九三五（昭和十）年、一九四四（昭和十九）年、計四回改正されている。

(二) 工場法の目的

工場法の制定の目的については、法文上明らかではない。これについては、すでにとり上げたように、一九二一（明治四十四）年二月二日、第二十七回帝国議会における農商務大臣大浦兼武の工場法案の提出理由が参考となる。次のように、提案理由を述べている。

「今日ハ御承知ノ通り我が邦ノ工業ノ発達ニ伴ヒマシテ愈々茲ニ工場法案ヲ制定スル必要ニ迫ツタノデゴザイマス、其ノ精神ハ健全ナル我国ノ工業ノ発達ヲ計画スルト同時ニ婦女子幼年者ノ健全ヲ保護シ熟練工ヲ養成シ我国ノ工業ノ発達ヲ図ラナクテハナラヌト云フ考デゴザイマス」。

これによると、法案の提出理由として、①婦女子幼年者の健全な保護②熟練工の育成の二点を掲げている。では、その二点は、いかなる背景に由来しているか。これに関して、間宏氏は、明治政府が労働者の保護に積極的^②に乗りだすようになったのは、明治二十年に入ってからであるとし、それについては、二つの大きな理由があつたとしている。

①『富国強兵』を国是としていた、明治政府としては、富国の為に鉅工業を発達させる必要があつたが、そのため

には、それまでのように、労働者を劣悪な労働条件で働かせ、彼等を摩耗させる使用者の雇用方法に重大な懸念を抱いたからである。それは若い男子労働者の体力を低下させ、強兵の実を挙げることができなくなったと考えたからであり、同時に若い労働者を酷使することにより母性を損い、その健康な子供、すなわち次代を担うべき労働力と運動の低下を恐れた」からである。

②「使用者のなすがままに労働者を扱わせることにより、劣悪な労働条件と悪質な募集人によつて、労働移動が激化し、一つの職場、一つの職業に定着する労働者が少なくなり、優秀な技能工を育成することが困難になつたからである」としている。

間宏氏は、①で富国強兵のもとでの男子の体力低下とともに母性保護の必要性を理由として挙げている。②では、劣悪な労働条件と労働移動の激化のもとで、優秀な技能工の育成困難を理由として挙げている。

明治二十年代は、工場法案の立案の段階であるが、間宏氏の挙げる労働者保護の理由は、そのまま工場法の制定の背景となり目的となつていたと考える。

私見としては、次のように考えている。工場法の目的は、明治政府が国是とした富国強兵とその具体化のための殖産興業政策との関連で理解すべきものと考ええる。すなわち、明治政府は、国内外の事情から富国強兵こそ根本であるとし、これを国是とすることにより、さらにこれを具体的に推進していくために殖産興業政策を目標とした積極的産業奨励政策を実施していった。その過程で、殖産興業政策・産業奨励政策にとつて阻害原因も明らかになつてきた。

その阻害原因こそ、劣悪な労働条件と酷使による母性の侵害であつた。なぜなら、劣悪な労働条件は、産業発展に不可欠な熟練工の育成を阻む結果を招来させており、また酷使による母性の侵害は、次代社会の発展に不安をもたらしているからである。明治政府の深層部においては、このような阻害原因を克服しなければならぬ使命があつた。ここに、工場法は、労働者の保護を目的として成立してきたと考える。

(三) 工場法の特徴

一九一一年(明治四十四)年に制定された工場法は、いかなる特徴を有するか。第一に、工場法は、労働者保護立法であることである。労働者保護立法そのものは、工場法制定以前にもみられる。たとえば、一八九〇(明治二十三)年の「鉱業条例」は、男女鉱夫について、農商務大臣の省令により、「一日十二時間以上の就業時間ヲ制限スルコト」と定めている(第七十一条)。また、一九〇五(明治三十八)年の「鉱業法」においても、「農商務大臣ハ命令ヲ以テ鉱夫ノ年齢及就業時間並婦女、幼者ノ労務ノ種類ヲ制限スルコトヲ得」と定めている(第七十九条)。しかし、これらの法律はいずれも安全衛生を目的とした取締法規としての性格が強かった。これに対して、工場法は、「富国強兵」を国是とした「殖産興業」のための産業保護政策を背景として、国家の自衛のために原生的労働関係にある労働者を保護することを主たる目的としていた。その意味で、工場法は、後の労働立法(労働基準法)に繋がる労働者保護立法であった。

第二に、工場法は、年少者および女性の労働保護立法であることである。年少者および女性の保護立法についても、工場法制定以前にみられる。たとえば、先きの鉱業条例では、農商務大臣の省令により、「女工の工役ノ種類ヲ制限スルコト」、「十四年以下の男女職工ノ就業時間及工役ノ種類ヲ制限スルコト」と定めている(第七十一条)。また、鉱業法においても、「婦女、幼者ノ労役ノ種類ヲ制限スルコトヲ得」と定められている(第七十九条)。しかし、これらの法律は、すでに述べたように、安全衛生を目的とした取締法規であった。これに対して、工場法は、女性については、「婦人は次代の国民の母たるべきものであつて、其の保護の良否は将来の国家社会の健康及び幸福を約束する上に極めて重要である。」という視点から女性の社会的母性を保護しているのである。²⁶⁾

第三に、工場法は、年齢制限、就業時間、深夜業、安全衛生、産婦の就業の制限禁止、労働災害補償など、労働立法のうち主要な労働条件について規定していることである。確かに典型的な労働者保護立法である労働基準法のように

に、産前産後の休暇や育児時間などの保護規定は欠いているが、それでもなお、当時としては、主要な労働条件について定めた労働者保護立法であることにはかわりがない。ちなみに、工場法制定以前は、そのような立法は存しなかった。

第四に、工場法は、労働災害補償の責任を工業主に負わしていることである。工場法は、「職工自己ノ重大ナル過失ニ依ラスシテ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ勅令の定ムル所ニ依リ本人又ハ其ノ遺族ヲ扶助スヘシ」と定めている（第十五条）。欧米諸国では、労働災害補償の責任は、労働保険に頼っている。日本では、これを工業主の負担、いわゆる使用者責任にしている。

第五は、工場法は、その実施にあたって、たとえば深夜業の禁止などについて、長期の適用猶予期間を設けたり、あるいは主務大臣の裁量によらしめていたりしている。この特徴は、工場法をして「ザル法」であるといわしめているのである。

第六は、工場法は、その法案の作成の段階から官主導で行われたことである。したがって、制定された工場法は、労働者や労働団体の声が反映されていない。

第七は、工場法は、実施に当たって、監督制度を設けている。たとえば、工場法第十四条は、「当該官吏ハ工場又ハ其ノ附属建設物に臨検スルコトヲ得」と規定している。イギリスをはじめヨーロッパ諸国では、工場法を制定したものの、その実施に当たって、監督制度は設けていなかった。イギリスでは、一八〇二年に工場法を制定したのであるが、工場の監督制度は設けていなかった。そのため、工場法の実効性がなかった。イギリスが監督制度を設けたのは、制定後十年を経過した一八三三年であった。日本では、制定当初から設けたのである。

第八として、明治四十四年の工場法は、施行期日を定めていなかったことを挙げておく。

(四) 工場法の内容

工場法は、たった二十五条の条項から構成されている。主な内容は、以下のとおりである。

- ① 適用対象の工場規模は、常時一五人以上(第一条)。
 - ② 十二歳未満の者の就業禁止(第二条)。
 - ③ 十五歳未満の者および女子の就業時間は、一日十二時間以下(第三条)。
 - ④ 十五歳未満の者および女子の深夜業(午後十時から午前四時)禁止(第四条)。ただし主務大臣の指定する業種は、施行後十五年間これを適用しない(第五条)。同じく二組以上の交替の場合も十五年間は適用しない(第六条)。
 - ⑤ 病気または産婦の就業制限または禁止(主務大臣の権限による)(第十二条)。
 - ⑥ 行政管理の工場臨検の権限(第十四条)。
 - ⑦ 職工の業務上の災害補償は、工業主が責任を負う(第十五条)。
- 上記のうち、工場法の適用範囲、就業時間、深夜業については、法案作成の段階より繊維業者、とくに紡績産業の経営者から猛烈な反対があった。工場法は、そのようなきびしい反対を乗り越えて、やっと制定にこぎつけたいわくつきの法律であった。

これらの条項は、制定後数回の改正を経て、現在の労働基準法の母法となった。

三、工場法と女性労働保護立法

一九二一(明治四十四)年三月二十九日に公布された工場法のうち、女子保護規定は、次のとおりである。

工場法（明治四四・三・二九法律四六号）

第一条 本法は左ノ各号ノ一ニ該当スル工場ニ之ヲ適用ス

一 常時十五人以上ノ職工ヲ使用スルモノ

二 事業ノ性質危険ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ

② 本法ノ適用ヲ必要トセサル工場ハ勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得

第二条 工業主ハ十二歳未満ノ者ヲシテ工場ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但シ本法施行ノ際十歳以上ノ者ヲ引続き就業セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

② 行政官庁ハ輕易ナル業務ニ付就業ニ関スル条件ヲ附シテ十歳以上ノ者ノ就業ヲ許可スルコトヲ得

第三条 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

② 主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限り前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

③ 就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ通算ス

第四条 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

第五条 左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ前条ノ規定ヲ適用セス但シ本法施行十五年後ハ十四歳未満ノ者及二十歳未満ノ女子ヲシテ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

一 一時ニ作業ヲ為スコトヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ

二 夜間ノ作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ就カシムルトキ

三 昼夜連続作業ヲ必要トスル特種ノ事由アル業務ニ職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムルトキ

② 前項ニ掲ケタル業務ノ種類ハ主務大臣之ヲ指定ス

第六条 職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ本法施行後十五年間第四条ノ規定ヲ適用セス

第七条 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ニ対シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ、職工ヲ二組ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時

ニ至ル間ニ於テ就業セシムル場合及第五条第一項第二号ニ該当スル場合ニ於テハ少クトモ四回ノ休日ヲ設ケ又一日ノ就業時間

カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クヘシ

② 職工ヲ二組以上ニ分チ交替ニ午後十時ヨリ午前四時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルトキハ十日ヲ超エサル期間毎ニ其ノ就業時ヲ

転換スヘシ

第八条 天災事変ノ為又ハ事変ノ虞アル為必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ事業ノ種類及地域ヲ限り第三条乃至第五条及前条ノ

規定ノ適用ヲ停止スルコトヲ得

② 避クヘカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ行政官庁ノ許可ヲ得テ期間ヲ限り第三条ノ規定ニ拘ラス就業時

間ヲ延長シ、第四条及第五条ノ規定ニ拘ラス職工ヲ就業セシメ又ハ前条ノ休日ヲ廃スルコトヲ得

③ 臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度予メ行政官庁ニ届出テ一月ニ付七日ヲ超エサル期間就業時間ヲ二時間以内延長ス

ルコトヲ得

④季節ニ依リ繁忙ナル事業ニ付テハ工業主ハ一定ノ時間ニ付予メ行政官庁ノ認可ヲ受ケ其ノ期間中一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超エサル限リ就業時間ヲ一時間以内延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ認可ヲ受ケタル期間内ハ前項ノ規定ヲ適用セス

第九条 工業主ハ十五歳未満ノ者及女子ヲシテ運転中ノ機械若ハ動力伝導装置ノ危険ナル部分ノ掃除、注油、検査若ハ修繕ヲ為サシメ又ハ運転中ノ機械若ハ動力伝導装置ニ調帯、調索ノ取附ケ若ハ取外シヲ為サシメ其ノ他危険ナル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十条 工業主ハ十五歳未満ノ者ヲシテ毒薬、劇薬其ノ他有害料品又ハ爆発性発火性若ハ引火性ノ料品ヲ取扱フ業務及著シク塵埃、粉末ヲ飛散シ又ハ有害瓦斯ヲ発散スル場所ニ於ケル業務其ノ他危険又ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十一条 前二条ニ掲ケタル業務ノ範囲ハ主務大臣之ヲ定ム

②前条ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ十五歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用スルコトヲ得

第十二条 主務大臣ハ病者又ハ産婦ノ就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ設クルコトヲ得

以上の工場法は、成立したものの直ちに施行されたものではなかった。施行期日については、附則で、「本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と規定したのみで、施行期日を明記していなかった。

工場法の成立五年後の一九一六（大正五）年八月三日になって、ようやく工場法施行令（勅令第一九二号）、工場法施行規則（農商務省十九号）が公布された。これにより工場法は、一九一六（大正五）年九月一日に施行された。

一九一六（大正五）年九月一日に施行された工場法は、一九二三（大正十二）年、一九二九（昭和四）年、一九三五（昭和十）年、一九四四（昭和十九）年と改正された。ここでは、女性労働者立法に限定して、一九二三年の改正について指摘しておく。

①第一条の適用対象工場が、「常時十五人以上」が、「十人以上」となった。

②第二条は、削除。

③第三条の「十五歳」が「十六歳」、「十二時間」が「十一時間」になった。

④ 第四条の「十五歳」が「十六歳」、「午前四時」が「午前五時」になり、「但シ行政官庁ノ許可ヲ受ケタルトキハ午後十一時迄就業セシムルコトヲ得」が追加された。

⑤ 第五条は、削除。

⑥ 第六条は、削除。

⑦ 第七条は、全文以下のように改正された。

第七条 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ニ対シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ、一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クト

モ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クヘシ

② 前項ノ休憩時間ハ一斉ニ之ヲ与フヘシ但シ行政官庁ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

③ 夏季ニ於テ一時間ヲ超ユル休憩時間ヲ設クル場合ニ於テハ工業主ハ行政官庁ノ許可ヲ受ケ其ノ超ユル時間以内就業時間ヲ延長スルコトヲ得但シ其ノ延長時間ハ一時間ヲ超ユルコトヲ得ス

⑧ 第八条は、「及第五条ノ規定ニ拘ラス職工」を「ノ規定ニ拘ラス十六歳以上ノ女子」に改め、さらに以下の但書が追加された。

「但シ急速ニ腐敗シ又ハ変質スル虞アル原料又ハ材料ノ損失ヲ防ク為必要ナル場合ニ於テハ継続四日以上ニ亘ラス且一月ニ付七日ヲ超エサル限り行政官庁ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス」

⑨ 第九条の「十五歳」は「十六歳」になった。

⑩ 第十条の「十五歳」は「十六歳」になった。

⑪ 第十一条の「十五歳」は「十六歳」になった。

⑫ 第十二条の「産婦」は、「産前産後、若ハ生児ノ哺育中ノ女子」になった。

四、女性工場監督官補の登場

一九一一(明治四十四)年に成立した工場法は、その施行に当たつて「監督制度」を定めていた。すなわち、同法第十四条は、「当該官吏ハ工場又ハ其ノ附属建築物ニ臨検スルコトヲ得」と定めている。これにより、工場監督官が任用され、全国的に配置され、その任務を果すことになった。工場監督官に登用されたのは、男性であった。

しかし、女性労働者の多い繊維産業では、女性の就労状況を臨検する場合、男性工場監督官では、行き届かない面があり、「それについては、男性監督官からも指摘があつたし、女性監督官の存在を要望する声があがつていた」といわれている。その結果、谷野セツ氏(労働省婦人少年局長)が、社会局で、工場監督官補として任命された。これは、日本ではじめての女性工場監督官補の登用であつた。

谷野セツ女性工場監督官補の登用は、女性労働者が圧倒的に多い繊維産業において、同性の立場から説得力のある行政指導が行われ、工場法女性労働者保護立法の施行に多大な役割を果した。

終章

本稿は、「明治・大正期の女性労働政策」について研究したものである。ここで、終章にあたり、全体的に総括しておきたい。

第一は、女性労働者を発生させた近代資本主義社会の確立の過程についてである。

日本の近代資本主義社会は、一八六八年の徳川幕府の倒壊を経て、明治維新と明治政府の成立に始まる。明治政府

は、当時の国際的な外圧や国内的反勢力の侵略に備えて、「富国強兵」を国是とし、その具体的な推進として「殖産興業」政策を高く掲げた。政府の殖産興業政策は、銀行、通商、為替会社の設立、鉄道、海運、通信の事業の開発から、鉱山、軍需工場、鉄鋼、造船、機械、繊維、窯業など広範囲の工業部門にわたって行われた。なかでも、繊維産業は、明治から大正期にかけて、日本の近代産業主義の確立と発展にとって、基幹産業となっていた。

繊維産業は、一八七二年フランス式製糸機械を導入した、官営富岡製糸場の創設に始まり、その後急速に、民営の繊維工場が設立され、飛躍的に発展していった。この繊維産業こそ、日本の近代資本主義社会の確立と発展の基幹であった。

第二は、繊維産業における女性労働者の発生と女性労働問題の顕在化についてである。

日本の近代資本主義社会においては、繊維産業が勃興し、その過程で多数の女性労働者を生み出した。その背景には、女性労働力が器用さを必要とする繊維産業に適合し、その結果、企業の女性労働力の需要が増加したこと、これに加えて、農漁村の生活の貧困があった。

しかし、繊維産業における女性労働者の状態は、低賃金、長時間労働、強制労働、結核などの疾病等、劣悪な労働条件と職場環境に置かれていた。その背景には、かつての封建遺制を中核とする「原生的労働関係」にあったといえる。

このような女性労働者の置かれた職場環境から、女性労働者の不平、不満が高まり、やがて女性労働問題として顕在化し、さらにそれを背景に、繊維女性労働者による労働争議も発生した。この状態は、明治から大正期、さらに昭和初期まで続いていた。

第三は、女性労働政策の成立についてである。

明治・大正期の女性労働政策、とりわけ明治期の女性労働政策の成立については、その背景の分析が重要である。

この背景については、外部的な要因と内部的な分けて総括しておきたい。

まず、女性労働政策を成立せしめた外部的要因として、国際的なソシアル・ダンピング批判と深夜業批判がある。日本の繊維産業は、積極的に海外市場に進出していったのであるが、そこで国際的公正競争を基調とする経済市場で諸外国とさまざまな摩擦が生じた。そのなかでも、ソシアル・ダンピングと深夜業批判は、顕著なものであった。これに対して日本の繊維産業の経営者達は、これに反発しつつも、反面これに慎重に耳を傾けてきたいきさつもある。明治政府も、このような国際的批判に敏感に察知し、対応を余ぎなくされていた。このような国際的な状況のなかで、明治期の女性労働政策が成立してきたといえよう。

次に、国内的要因としては、女工の募集・争奪に係わる女性労働力の確保、固定化、資本追求のための低賃金、長時間労働、深夜業、寄宿舎制度、労働の強化、さらに労働運動対策などさまざまな要因があった。

第四に、女性労働政策立法の成立についてである。

女性労働政策立法は、女性労働政策を統一的画一的な法形式をもって立法化するもので、労使双方に重要な役割を果たす。日本においては、女性労働政策立法は、官主導の下で比較的早くからとり組んできた。それは、一八八一(明治十四)年四月の農商務省の独立と、「職工条例」の制定準備の開始から始まった。以来、政府は、繊維産業団体の猛烈な反対に遭遇しながらも、これに屈することなく、ついに一九一一(明治四十四)年に「工場法」を制定した。この工場法のなかに、女性労働者保護規定が盛り込まれている。この女性労働者保護規定は、戦後の労働基準法のなかに引き継がれていった。

職工条例に始まる工場法の制定は、官主導で三十年にわたり進められてきた。それは、日本への国際的批判とこれに対する対応、さらに国内における女性労働者の劣悪な労働条件と職場環境の実情を踏まえた女性労働者保護を定めた女性労働政策立法であった。

このような性格を有する工場法の女性労働者保護規定については、以下の評価をしておきたい。

(一) 工場法は、女性労働者の保護を直接対象とした、いわゆる典型的な女性労働者保護立法ではない。しかし、同法のなかに、女性の就業年齢の制限(十二歳未満の使用禁止・第二条)、就業時間の制限(一日十二時間以内・第三条)、深夜業(午後十時から午前四時・第四条)の禁止、産婦の就業制限(後に改正され、産前産後となった・第十二条)など、女性労働者保護規定が設けられている。この点は、評価に値するところである。

工場法は、その施行に当たって、「監督制度」を設けていたことも評価し得る。これにより、谷野セツ氏(後の労働省婦人少年局長)が、日本ではじめての女性工場監督補に登用されている。この女性工場監督官補の登用は、女性労働者の圧倒的に多い繊維産業において、同性の立場から説明力のある行政指導が行われ、女性労働者保護規定の施行に多大な役割を果たした。

(二) 他方、この工場法における女性労働者保護規定については、以下の評価もしておきたい。①女性労働者保護規定は、女性労働者の労働条件の保護に止まっている。そこには、今日のように雇用における男女の平等参加についての基本的な考え方がない。その背景には、当時の経済優先主義の下で、女性と児童はむしろ有害という意識が底辺にあったと思われる。②工場法は、女性と児童を特別保護の対象としている。これは、女性と児童を同列に取り扱う先例を確立したものである。

最後に、工場法における女性労働者保護規定は、三十年もかけてやっと成立した。しかし、その後、日本は第一次世界大戦とその後の日中戦争に至り、本格的な戦時体制に突入し、これにより保護規定は、施行停止状態となった。やがて、日本は、第二次世界大戦の敗戦と占領体制の下で、工場法の女性労働者保護規定は、労働基準法のなかで、さらに充実して復活することになった。

注

(1) 労働省「労働行政史」第一巻、財団法人労働法令協会、昭和三十六年一、八一—二〇頁。

問宏「日本労務管理史資料集」第一期全九巻五山堂書店、一九八七年、一頁。

(2) たかせとよじ「官営富岡製糸所工女史料」たいまつ社、一九七九年二八—二九頁。

(3) 問宏「前掲書」一一二頁。労働省「前掲書」二二頁。

(4) 労働省「前掲書」二六—二七頁。

(5) 「職工条例ノ要領」「徒弟条例ノ要領」「工場律ノ要領」の内容は以下のとおりである。

職工条例ノ要領

- 一、備役契約ノ際雙方ノ心得方ヲ定ムル事
- 一、雙方一般ノ権利義務ヲ定ムル事
- 一、職工随意ノ休業又ハ徒党ノ休業ヲ禁制スル事
- 一、約定期限中解約予告期限ヲ定ムル事
- 一、期限内直チニ解約スル場合ノ制ヲ設ケル事
- 一、被傭者ノ履歴書又ハ手帳ノ制ヲ設ケル事
- 一、他人傭役中ノ職工又ハ他ニ前借アル職工ヲ傭役スル者ノ義務ヲ定ムル事
- 一、童工女ノ使役ニ関スル制限ヲ設ケル事
- 一、救済貯金ノ制ヲ設ケル事

徒弟条例ノ要領

- 一、弟子ヲ引受クル者ノ制限ヲ定ムル事
- 一、契約ノ制限ヲ定ムル事
- 一、修業試験期間ヲ定ムル事
- 一、師弟一般ノ権利義務ヲ定ムル事
- 一、年季中雙方直チニ解約スル場合ノ制ヲ設ケル事
- 一、卒業証書ノ制ヲ設ケル事
- 一、弟子ノ脱走ニ関スル制規ヲ設ケル事

工場律ノ要領

- 一、工場設置規則ヲ設ケル事

一、汽罐取締規則ヲ設クル事

一、工場取締規則ヲ設クル事

(労働省「労働行政史」第一卷三三—三四頁)

(6) 労働省「前掲書」二四頁。

(7) 谷野セツ「婦人工場監督官の記録(上)——谷野セツ論文集」ドメス出版、一九八五年、二八九頁以下。

(8) 労働省「前掲書」二八頁。

(9) 飯島幡司「日本紡績史」創元社、昭二四年、二二〇頁。

(10) 労働省「前掲書」三二—三三頁。

(11) 間宏「前掲書」四頁。

(12) 隅谷三喜男編集・解説「生活古典叢書3職工および鉱夫調査」光生館、一九八一年、四頁。

(13) 隅谷「前掲書」五三—五八頁。本書に「工場及職工に關スル通弊一斑」の全文が収録されており、工場法研究に貴重な資料を提供している。

(14) 第三回農商工高等會議に諮問した「工場法制定理由書」は、次のように述べている。

工場法制定ノ理由

「現今本邦工業ノ勃興ト共ニ工場各地ニ起リ、從來ノ家内工業ハ漸ク変移シテ工場工業タラントス。此等工場工業ハ其ノ効果ノ顯著ナルト同時ニ其ノ設備完全ヲ欠クトキハ、之ニ由テ往々人命ヲ危ウシ、比隣公衆ニ重大ナ傷害ヲ与フルコトアリ。之ニ對シテ政府ノ監督ヲ要スルコト甚タ多シ。從來各地方庁ニ於テ既ニ此ノ事ニ關スル取締ヲ為スモノ尠ナカラスト雖、其ノ方法統一ヲ欠キ其ノ監督ノ設備完全ナル能ハサルモノアリ。然ルニ此事タル工業者並一般公衆ニ最モ重大ナル利害ヲ及ホシ、深ク其ノ權利ニ關係スルヲ以テ、其ノ監督ノ方法ニ付テハ、之ヲ地方庁ニ一任セス、予メ法律ヲ以テ其ノ標準ヲ定ムルヲ必要トス。加旃此等工場ニ於ケル工業主職工間ノ關係ヲ見ルニ、親睦協和恰モ家族師弟タルカ如キ情誼漸ク去リ、階級的差等間隙稍々其ノ跡ヲ現サントセリ。是レ実ニ、工場工業ニ伴フ所ノ必然ノ結果ニシテ、之ヲ各国ノ歴史ニ徴スルニ皆然ラサルハナシ。今ヤ情誼ノ關係既ニ衰退シテ、之ニ代ハルヘキ法律上ノ關係確立セサルヲ以テ、雇者被雇者ノ規律頗ル紊乱シ、雇者ハ被雇者ノ転々移動スルニ苦ミ、被雇者ハ亦往々ニシテ雇者ノ圧抑ニ屈從スルノ悲境ニ沈淪スル者アリ、誘拐争奪ノ弊既ニ起リ、教唆強要ノ風漸ク行ハレントス。此時ニ当リ之ヲ一般ノ趨勢ニ鑑ミ、之ヲ本邦ノ実情ニ照シ、大体ノ法規ヲ設ケテ二者ノ關係ヲ律シ、一面以テ工業者ノ為ニ其ノ事業經營ノ確実整正ヲ図リ、一面以テ勞力ノ強健風儀ノ保持ヲ企ツルモノ、是レ我工業ヲシテ健全ナル発達ヲ遂ケシムルニ最モ必要ノ事業トス、是レ本法ノ制定ヲ要スル所以ナリ。然レ其本問題ノ關係スル所極メテ広且大ニシテ、殊ニ工業者及労働者ノ利害ニ直接大關係ヲ及ホスヲ以テ、例令外国ノ事歴ニ徴シ自然ノ趨勢ノ能ク前知シ得ヘキモノアル

(15) モ、猶ホ法令ヲ以テ一朝急激ノ変化ヲ加フルハ国家経済上大ニ考慮スヘキ所ナルヲ以テ、本法ハ暫ク大体ヲ規定シ、単ニ大綱ヲ示シテ弊害ノ最モ甚シキモノヲ予防スルニ止メ、而シテ工場監督官吏ヲシテ本法ノ実施ヲ監視セシムル傍ラ、常時工場ノ状態ヲ調査セシメ、其ノ結果ニ基キテ詳細利害得失ヲ衡量シ、将来工場工業ノ進歩ニ応シテ能ク其ノ規律ヲ正シ、雇者被雇者ノ調和ヲ計ランコトヲ期ス。因テ其ノ法案ヲ添ヘテ之ヲ諮問ス。」(労働省「労働行政史」第一卷三三—三四頁)。

「身親しく現時の工場制度の下にありて具さに辛酸を嘗めつゝある我々職工は此の如き法律施行の必要を痛感するや誠に久し。而して吾々は其実歴に徴して此の如き法案の施行は最早一日も忽かせにすべからざることを爰に断言す。……我々職工の健康を害し又は生命を危ふすることあるは殆んど日常の事例にして我々同業中病魔の犯す所となりて空しくその一生を不幸の裡に過し又は生命を失うて妻子の路頭に迷ふ者挙げて数ふべからず……工業主と我々との関係より之を見れば彼所謂師弟的關係なるものは今や地を払つてなしと云ふを憚らず我々労働者も亦人類の道義を解するもの安ぞ好んで仇を以て恩に報ゆるの陋挙を猥りにする者ならんや、然も近年我労働社会に於て瀕々として同盟罷工の挙あるは何が為めぞ、文化は侵々として進み為に労働者の生活程度も亦昔日の如くなるを得ず、而して一般物価は滔々として昇る、此の如くして労働者の生活は日々刻々其困難を増せり、止むなくして是を雇主に訴ふ、若し雇主にして一片師父的感念あらしめば進んでは労働者の実情を調査し退いてはその窮状を救済すべき道を講ずべきなり、然るに事實は是に反し漫然我々の訴願を拒絶し殆んど其眼中労働者の痛苦なきが如し雇主の態度已に此の如し、爰に於てか労働者としては他に求むるの道なく遂に同盟罷工の挙に出づ亦止むを得んや然れども熟ら之を思へば今日の工場の多くは株主組織になる、夫れ既に株主組織なり其被雇主との關係に於て師弟的情誼の存せざるは真に宜なり……大多数の工業主と我々との關係は最早師弟的たる事を得ざるは吾人の実験せる所なる故に我々は或論者が漫に師弟的情誼の存在を説いて工業主と職工との關係を律する必要なしと云ふに對しては唯之を痴者の言として一笑に附し去らんのみ……内地の開放は明年を以つて行なはれんとす、外人の来りて我工業社会に入るや幾多寒心すべき新關係の起るなきを保すべからず、之を現今各港居留地内に於ける事實に徴せば慘忍刻薄の態度を以つて労働者に對するものあり、事情此の如く而して由來外人工業者はその本國に於て労働者との衝突に慣れたる者なればその我労働者に臨むや峻法嚴律を以てするは必ずべきのみならず……權勢を以て我労働者を圧伏し為に可憐なる労働者をして慘境に沈淪せしむるやも計り難し、特に婦女幼童の使役に對しては幾多震慄すべき事實の生ずるなきを保すべからず」(法文上の修正意見は、省略)(労働省「労働行政史」第一卷四〇—四二頁)。

(16) 大河内一男解説「生活古典叢書 4 職工事情」光生館一九八一年一一頁。

(17) 間宏「前掲書」五三頁以下。

(18) 「工場法案ノ要領」の全文については、間宏「前掲書」「工場法案調査資料」に収録されている。

- (19) 間宏「前掲書」六頁。労働省「前掲書」三一―三二頁。
- (20) 生産調査会の修正工場法案の全文については、労働省「前掲書」四二頁。
- (21) 労働省「前掲書」第一卷四五頁。
- (22) 労働省「前掲書」第一卷四六頁。
- (23) 岡実「工場法論」有斐閣、大正二年、一頁。
- (24) 間宏「前掲書」四頁。
- (25) 労働省「前掲書」七一―七六頁。
- (26) 谷野セツ「婦人工場監督官の記録(上)」ドメス出版、一九八五年 二八九頁。
- (27) 北川信「一解説」、谷野セツ「前掲書」二八頁。
- (28) 谷野セツ氏の工場監督官補としての活動状況については、前出「婦人工場監督官の記録」(上・下) 谷野セツ論文集において、詳細に述べられている。